

平成 28 年度事務事業評価表 (一般用)

事務事業名		070209 児童扶養手当支給事業		担当部課	070200	2998-9124		
事業コード		070209 児童扶養手当支給事業		こども支援課				
開始年度		昭和 36 年度		終了年度	年度			
事業の種類		自治事務 法定受託事務 法定受託 + 附加		根拠法令				
分野別計画・指針		所沢市子ども・子育て支援事業計画、所沢市ひとり親家庭等自立支援計画		児童扶養手当法				
関連・類似事業		ひとり親家庭等の医療費助成事業						
総合計画の体系		章 健康・福祉	節 子ども支援	基本方針	子育て家庭の支援の充実			
事業開始の背景		昭和34年に制定された国民年金法の中に母子福祉年金制度が設けられた。これは死別母子世帯のみで、離婚した母子世帯は対象ではなかった。しかし、死別母子世帯に対し社会保障の措置を講じ、生別母子世帯にその措置を講じないのは公平を失すとの意見が起り、昭和37年1月に児童扶養手当法が施行された。平成14年8月より県より委任され市が実施している。平成22年8月からは父子家庭が対象となり、また平成26年12月からは公的年金受給者へも申請要件が拡大された。						
目的(どのような効果を目指して実施しているのか、具体的に)								
母子及び父子家庭等の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図ることを目的とする。								
対象(誰を、何を対象としているのか)								
手当受給要件該当者数				対象数	単位	平成 26 年度	2,551 人	
						平成 27 年度	2,451 人	
事業の具体的な内容及び実施方法								
<ul style="list-style-type: none"> 支給対象者: 父又は母がいない家庭や父又は母が一定の障害にある家庭の児童を監護している父または母、またはそれらに代わり児童を養育している人。 支給額: 42,000円~9,910円(所得額に応じて変動)。第2子は月額5,000円を加算、第3子以降は月額3,000円を加算する。 対象児童: 満18歳に到達した年度末まで支給。 支給月: 12月、4月、8月の定期支払月で支払月の前月までの4ヶ月分を支給。 								
会計種別		一般会計		平成 26 年度 (千円)	平成 27 年度 (千円)	平成 28 年度 (千円)		
予算現額				1,017,771	1,017,804	977,590		
決算 (見込み含む)				981,905	961,693			
(非常勤特別職員) (臨時的任用職員)		(0.21 人)	(1.00 人)	(0.15 人)	(1.00 人)	「財源内訳」について平成28年度のみ、当初予算の内訳となっています。		
正規職員人件費		1.26 人	10,988	1.23 人	10,652			
事業費合計		992,893		972,345				
財源内訳								
一般財源		665,848		653,538		651,727		
国・県支出金		327,045		318,807		325,863		
その他()		0		0		0		
実績		項目名	項目説明	単位	H 26	H 27	H28見込み	将来目標
活動実績		全部又は一部支給から全部停止となった受給者数	受給者本人の所得が増えたことで手当の支給区分が一部支給又は全部停止へと変動した人数をとり、ひとり親家庭の自立促進の成果をみる。	人	31	125	150	200
		全部支給から一部支給となった受給者数		人	205	242	300	400
		年度末における全部支給者数		人	1,053	950	800	600
成果		項目名	項目説明	単位	H 26	H 27	H28目標値	将来目標
成果指標		受給資格者全体に対し、全部支給となっている受給資格者数の割合	手当額全部支給者数 ÷ 手当受給資格者数 × 100	%	目標値	35	35	35
					実績	41	39	35
目標達成状況		どれだけ目標に近づいているかを達成率として示しています		%	達成率	85	90	どちらかをチェックしてください
改善点		(1)平成27年度中に改善した点(改善内容・その結果について記載してください)			(2)平成27年度成果指標の目標値が未達成の理由・分析			
		毎年8月に対象者と面談により更新の手続きが行われるが、その会場のレイアウトを変更し、待っている方が快適に過ごせるように見直した。			実績値は年々減少しており、就労による所得増加や養育費の受取りにより、手当額の減少は続いており、目標値に近づいている。			
評価		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了	事業実施方法 (複数選択可)	理由	所得の低いひとり親家庭等の生活の安定のために必要な制度であるため、今後も事務の改善や効率化を模索していく。			
		方向後の	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他	理由	今まで受給者数が微増していたが、平成27年度は微減に転じたため。			
評価日		H28.8.18		評価者職氏名	こども支援課長 浅見 仙隆			
評価		(1)平成28年度に取り組んでいる状況			(2)今後の方向性			
		平成28年4月の手当額の改正や、平成28年8月1日に施行された児童扶養手当法の一部改正による、第2子・第3子の加算額の見直しに伴い、システム改修や手当資格者への周知等、事務の適正執行に努める。			所得が低いひとり親家庭等の生活の安定のため必要な制度である。一方で、手当受給者に対し就労による自立を促す側面も制度に盛り込まれていることから、母子・父子自立支援員と連携し、就労支援を働きかけて、所得を増加させ、手当額の減少へと導いていく。			
環境影響		有益な環境影響			有害な環境影響を及ぼす原因活動	紙の使用		規制を受ける環境法令等
								緊急事態
								無
								無